

その他必要な手続き(医療証を持っている方)

どんなとき	手続きに必要なもの	いつまで	どこで
氏名・住所が変わったとき	対象者の健康保険証 子育て支援医療証	すみやかに	こども未来課(市役所1階)または各総合支所 市民係
資格がなくなったとき (他市町村へ転出するとき)	対象者の健康保険証 子育て支援医療証	転出前に	
資格がなくなったとき (対象者が亡くなったとき)	子育て支援医療証	14日以内	
加入保険や被保険者が変わったとき	対象者の健康保険証 子育て支援医療証	すみやかに	
県外の医療機関を利用したとき	領収書(受診された方の氏名、受診日が記載されたもの) 対象者の健康保険証 子育て支援医療証 印鑑 預金通帳等(振込先の口座がわかるもの)	診療月の翌月1日から2年以内	
小児用弱視メガネや補装具を購入したとき	領収書(受診された方の氏名、受診日が記載されたもの) 対象者の健康保険証 子育て支援医療証 印鑑 預金通帳等(振込先の口座がわかるもの) 医師の診断書(作成指示書) 健康保険の支給決定通知書 (酒田市国保の場合は不要)	診療月の翌月1日から2年以内	